

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(2)

目次

訓令

○富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

1

訓令

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和2年3月31日

富山県知事 石井 隆一

富山県訓令第10号

経営管理部
出納局
総合県税事務所

富山県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

富山県税事務取扱規程（昭和27年富山県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表(7)の項を削り、同条第2項の表中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(12)の項までを1項ずつ繰り上げ、同表(13)の項中「製造承認証交付何兼整理簿」を「製造承認証交付整理簿」に改め、同項を同表(12)の項とし、同表(14)の項中「譲渡承認証交付何兼整理簿」を「譲渡承認証交付整理簿」に改め、同項を同表(13)の項とし、同表(15)の項中「消費承認証交付何兼整理簿」を「消費承認証交付整理簿」に改め、同項を同表(14)の項とし、同表中(16)の項を(15)の項とし、(17)の項から(29)の項までを1項ずつ繰り上げる。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第14条の4第1項中「使用済印を」の次に「押印し、又は穴をあけ」を、「押印し」の次に「、又は穴をあけ」を加え、同条第2項中「の属する年度の翌年度末まで」を「から6月間厳重に」に改める。

第14条の4の2の見出しを「(交付した製造等承認証の整理)」に改め、同条第1項中「においては」を「には」に、「台帳」を「製造承認証交付整理簿」に、「記載して整理しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「台帳」を「譲渡承認証交付整理簿」に、「記載して整理しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に、「台帳」を「消費承認証交付整理簿」に、「記載して整理しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第16条中「においては」を「には」に、「によつて」を「により、又は富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程(昭和62年富山県告示第221号)第19号様式による還付(充当)負担行為決議書兼還付(充当)決議書若しくは同告示第25号様式の2による支出負担行為決議書兼支出決議書に第17号様式の2による還付(充当)確定一覧表、第17号様式の3による還付(充当)確定一覧表(自動車税)若しくは規則第10号様式による過誤納金等還付(充当)通知書を添付することにより、」に改める。

第27条の2第4項中「(昭和62年富山県告示第221号)」を削る。

第27条の4中「によつて領収簿」を「により徴収簿」に改め、「するとともに、第26号様式による県税等収入日計表を作成」を削る。

第34条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「においては」を「には」に改め、同項第1号中「正規の亡失届を提出させ、」を削り、同項第3号中「においては」を「には」に、「民事訴訟法(明治23年法律第29号)第777条から第785条まで」を「非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第4編」に、「及び除権判決を求める手続」を「の申立て」に改める。

第42条の表(1)の項中「臨検搜索差押許可状交付請求書」を「臨検搜索差押記録命令付差押許可状交付請求書」に改め、同表中(8)の項を(9)の項とし、(7)の項を(8)の項とし、(6)の項を(7)の項とし、同表(5)の項中「差押(領置)物件引継目録」を「差押(記録命令付差押、領置)物件引継目録」に改め、同項を同表(6)の項とし、同表中

(4)の項を(5)の項とし、(3)の項を(4)の項とし、(2)の項を(3)の項とし、同表(1)の項の次に次のように加える。

(2) 鑑定処分許可状交付請求書

第37号様式の3の2

第3号様式の2及び第3号様式の3を次のように改める。

摘要	課税標準				税率	税額				差引法人税割額 ⑬-⑭				
	兆	十億	百万	千		円	兆	十億	百万					千
所得割に係る 特別法人事業税額又は 地方法人特別税額 ⑬														
取入割に係る 特別法人事業税額又は 地方法人特別税額 ⑭														
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ⑬+⑭ ⑮														
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額 の控除額 ⑯														
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特 別税額の控除額 ⑰														
納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ⑮-⑯-⑰ ⑱														
												年	月	日から
												年	月	日まで
												年	月	日から
												年	月	日まで

第3号様式の3 (第6条関係)

所在地
法人名
代表者氏名

Table with columns: 所長, 次長, 課長, 班長, 合議, 主務. Includes dates for 起案日, 決裁日, 施行日.

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の更正・決定・加算金決定決議書

次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの事業年度に対する課税標準及び税額加算金額

更正し、上記へ通知してよいか伺います。を決定

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、 年 月 日としてよいか併せて伺います。

Table for tax correction details with columns: 金額, 法人事業税額, 法人事業税加算金額, 法人県民税額, 申告書提出期限, 確定, 修正, 年 月 日, 資本金の額又は出資金の額, 資本金の額及び資本準備金の合算額, 期末資本金等の額.

徴収金額の内訳

Main table for tax breakdown with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, 法人県民税 (所得金額, 課税標準, 法人税割額, 加算金, 控除額, 徴収額).

仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額		①⑦				歳 出 還 付 税 額		①⑧(繰越前)に基づく過大申告の更正及び租税未納の実施による更正に伴う繰越控除									
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額		①⑧		法人事業税		①⑨		法人事業税									
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額		①⑨		法人県民税		①⑩		法人県民税									
基引徴収特別法人事業税額又は地方法人特別税額		①⑩		租子割額		①⑪		特別法人事業税(特別法人)									
法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税に対する加算金額																	
摘 要		基礎とする事業税額		基礎とする特別法人事業税額又は地方法人特別税額		基礎とする税額合計 ア+イ+ウ (端数計算)		加算金額		うち事業税を基礎とする加算金額							
		ア		イ				エ		エー (エ×イ/ウ) (端数計算)							
過 少 申 告 金 加 算	不足税額分	/		/		/		/		/							
	超える額分											/		/		/	
	小計																
不 申 告 金 加 算	不足税額分	/		/		/		/		/							
	超える額分											/		/		/	
	小計																
重加算金																	
						①⑭(加算金合計①⑫+①⑬)+①⑮											
更正又は決定の理由																	

第3号様式の16の2中

1号税率	網・わな	を	1号税率 (第1種)	に改める。
	第1種		3号税率 (網・わな)	
	計		計	
2号税率	網・わな		2号税率 (第1種)	
	第1種		4号税率 (網・わな)	
	計		計	
3号税率	第2種		5号税率 (第2種)	
計	網・わな		第1種 (1号・2号)	
	第1種		網・わな (3号・4号)	
	第2種		第2種 (5号)	
	計	計		

第5号様式の4を削る。

第7号様式の15中

法人 事業税	所得金額総額		円	法人 事業税	所得金額総額		円	
	付加価値額総額		円		付加価値額総額		円	
	資本金等の額総額		円		資本金等の額総額		円	
	分割基準	区分	従業員数・総固定資産価額 軌道延長キロメートル数 (人・千円・km)		事務所・従業員数 発電用固定資産価額 (所・人・千円)	区分	従業員数・総固定資産価額 軌道延長キロメートル数 (人・千円・km)	事務所・従業員数 発電用固定資産価額 (所・人・千円)
	総数					総数		
	富山県分					富山県分		
	売上総数		円			売上総数		円
うち鉄道事業分		円		うち鉄道事業分		円		
軽減税率適用		有・無		軽減税率適用		有・無		

を

法人 事業税	所得金額総額		円	法人 事業税	所得金額総額		円	
	付加価値額総額		円		付加価値額総額		円	
	資本金等の額総額		円		資本金等の額総額		円	
	収入金額総額		円		収入金額総額		円	
	分割基準	区分	従業員数・総固定資産価額 軌道延長キロメートル数 (人・千円・km)		事務所・従業員数 発電用固定資産価額 ・電線路電力容量 (所・人・千円・kW)	区分	従業員数・総固定資産価額 軌道延長キロメートル数 (人・千円・km)	事務所・従業員数 発電用固定資産価額 ・電線路電力容量 (所・人・千円・kW)
	総数					総数		
	富山県分					富山県分		
売上総数		円		売上総数		円		
うち鉄道事業分		円		うち鉄道事業分		円		
軽減税率適用		有・無		軽減税率適用		有・無		

に改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

第15号様式の4(3)中

を

に改める。

陶磁器
セメント
生コンクリート
電気供給
地熱開発
鉱物採掘
とび・土工
鉱さいバラス
港湾運送
倉庫
貨物運送
航空
廃棄物処理
木材加工
木材市場
たい肥
索道

セメント
生コンクリート
鉱物採掘
とび・土工
鉱さいバラス
港湾運送
倉庫
鉄道貨物
貨物運送
航空
廃棄物処理
木材加工
木材市場
堆肥
索道

第17号様式の次に次の2様式を加える。

第24号様式の3中「領収金計算書」を
「徴収金計算書」に改める。

第26号様式(1)を次のように改める。

第26号様式 削除

第26号様式(2)を削る。

第27号様式の2の2中 「総務班」を「班長」に改める。

第37号様式の3から第37号様式の7までを次のように改める。

第37号様式の3 (第42条関係)

臨検搜索差押記録命令付差押許可状交付請求書

第 号
年 月 日

裁判所

裁判官 殿

富山県検税吏員

富山県職員 印

次の許可状の交付を願いたい。

犯則嫌疑者の住所又は居所、氏名又は名称、職業及び年齢等	
罪名	
犯則事実の要旨	
請求の理由	
臨検すべき物件若しくは場所又は搜索すべき身体、物件若しくは場所	
差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者	
7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由	
地方税法第22条の4第2項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由	

第37号様式の3の2 (第42条関係)

鑑定処分許可状交付請求書

第 号
年 月 日

裁判所

裁判官 殿

富山県検税吏員

富山県職員 印

次の許可状の交付を願いたい。

犯則嫌疑者の住所又は居所、氏名又は名称、職業及び年齢等	
罪名	
犯則事実の要旨	
請求の理由	
破壊すべき物件	
鑑定人の氏名及び職業	
7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由	

第37号様式の4 (第42条関係)

年 月 日

犯則事件報告書

富山県知事 殿

富山県検税吏員

富山県職員

印

犯則嫌疑者

住所又は居所

職 業

氏名又は名称

上記の者に係る地方税法違反嫌疑事件につき取り調べたところ別紙てん末書のとおりであるから、一件書類を次の目録のとおり添付し、報告します。

目録

参考

脱税額

罰金見込額

履行能力

第37号様式の5（第42条関係）

告発書

第 号
年 月 日地方検察庁
検事正 殿富山県検税吏員
富山県職員 印

次の者の地方税法違反嫌疑事件につき、地方税法第 条 の規定により
告発いたします。

記

- 1 犯則嫌疑者（法人の場合は、その法人と責任者を区分して明記すること。）
住所又は居所
職 業
氏名又は名称
- 2 罪名 地方税法違反
- 3 該当法条項 地方税法第 条
- 4 犯則事実

備考

- 1 該当法条項には、告発の基因となる該当条項を明記すること。
- 2 犯則事実には、告発した事案に対し、脱税の事実、犯則の手口等を簡単明瞭に、しかも犯則事実を要領よく判定しうるよう記載すること。

第37号様式の6（第42条関係）

告発事件送付書

第 年 月 日

地方検察庁
検事正 殿富山県知事
(富山県総合県税事務所長) 印

次の犯則嫌疑事件を送付します。

犯則嫌疑者	本 籍	
	出 生 地	
	住所又は居所	(法人の場合は、本店所在地も記載すること。)
	職 業	
	氏名又は名称	(法人の場合は、代表者氏名も記載すること。)
	生 年 月 日	
罪 名	地方税法違反	
該当法条項	地方税法第 条第 項	
証拠物件	別添証拠品総目録のとおり	
前 科	(注意) 税法違反に係る前科を掲げること。	
参 考 事 項	(注意) 共犯関係者はここに記入すること。	
添 付 書 類	別添記録総目録のとおり	

備考

- 1 本書は、告発の場所所管地方検察庁に送付する事件書類一切の送付書となるものであるから、記載の正確を期すこと。
- 2 該当法条項欄には、犯則事件に該当する適用条項を記載すること。
- 3 証拠物件は差押（記録命令付差押、領置）物件中告発事件の証拠となるものは、漏れなく引継目録を添付して引継ぎすること。

第37号様式の6 別表1 (第42条関係)

記録総目録		犯則嫌疑者			
番号	文書名	供述者	作成者	検察官	備考
1	告発書				
2	通告書謄本				
3	犯則事件報告書				
4	臨検(搜索)調書				
5	差押(記録命令付差押、領置)調書				
6	差押(記録命令付差押、領置)目録				
7					
8					

第37号様式の9備考1中「特別地方消費税関係事案」を「県たばこ税関係事案」に改め、同様式備考3中「差押物件」を「差押（記録命令付差押、領置）物件」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条の4の2の改正規定、第16条の改正規定（「においては」を「には」に改める部分に限る。）及び第34条の改正規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の富山県税事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）